

Topics**中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★ 営業税から増価税への転換試行地点における増価税優遇政策管理問題に関する公告 (北京市国家税务局公告 [2012] 8号, 2012年9月3日発布)

財税〔2012〕71号及び国税发〔2005〕129号の関連規定による、営業税から増価税への転換試行地点における増価税優遇政策管理問題に関する公告は以下の通り。

一、 営業税から増価税への転換試行に際し、優遇政策の享受を申請する納税者（以下、試行地点納税者）は、本公告第二条と第三条の規定に従い、国税の所轄税務機関で審査手続を行う。

二、 下記の優遇政策の項目について、免税措置の申請前もしくは優遇政策の享受前に所轄税務機関に対して「北京市営業税から増価税転換試行優遇政策資料登記表」を2部提出し手続を行う。関連資料は以下の通り。

- (一) 個人の著作権譲渡
- (二) 障害者個人の提供する課税サービス
 - 1. 障害者証明書及びコピー1部
 - 2. 障害者身分証明書及びコピー1部
- (三) 航空会社提供の航空機農薬散布サービス
- (四) 試行地点納税者の技術譲渡、技術開発、技術コンサルティング及び技術サービス
 - 1. 省レベルの科学技術主管部門が認定した技術譲渡、技術開発、技術コンサルティング及び技術サービスの契約書面及びコピー1部
 - 2. 省レベルの科学技術主管部門の審査意見証明文書及びコピー1部
- (五) 一定の要件を満たすエネルギーサービス会社が契約エネルギー管理を実施する際に提供する課税サービス
- (六) 離岸アウトソーシング業務において提供する課税サービス
- (七) 台湾海運会社が海峡两岸海運業務に従事する際に大陸で收受した運輸収入

交通運輸部発行の台湾海峡两岸間水路運輸許可証及びコピー1部（許可証に記録される会社登記住所は台湾であること）
- (八) 台湾航空会社が海峡两岸空運業務に従事する際に大陸で收受した運輸収入

中国民用航空局発行の「経営許可証」もしくは

《海峡两岸空運協議》と《海峡两岸空運補充協議》規定に基づく旅客、貨物及び郵便物の不定期運輸業務許可証及びコピー1部（許可証に記録される会社登記住所は台湾であること）

- (九) 米国船級協会（A B S）の非営利目的に従い、中国船級社が米国で免税措置を享受する前提による中国国内で提供する船体等に対する検査サービス
- 非営利活動法人証明書及びコピー1部
- (十) 従軍家族の就業
 - 1. 個人経営に従事する従軍家族

師以上の政治機関の発行する従軍家族の身分証明書及びコピー1部
 - 2. 従軍家族の就業、新企業設立支援

軍以上の政治機関及び後方勤務機関の発行する従軍家族が新企業総人数の60%以上である証明書及びコピー1部
- (十一) 自主経営職業の都市退役兵士が従事する個人事業

都市退役兵士の職業証明書及びコピー1部
- (十二) バイオライン運輸業務
- (十三) 有形動産ファイナンスサービス

人民銀行、銀監会、商務部及びその授權部門の批准したファイナンスサービス業務証明書及びコピー1部
- (十四) 増価税差額納税（国家の営業税関連規定にもとづく営業税差額徴収）
- 三、 下記の優遇項目は税務機関に「北京市営業税から増価税転換試行優遇政策審査確認表」を提出しなければならない。
- (一) 軍隊転業幹部の就業

師以上の部隊が発行した転業証書及びコピー1部
- (二) 退役兵士の就業およびサービス企業新規設立

退役兵士職業証明書及びコピー1部
- (三) 失業者の就業

就業失業登記証及びコピー1部
- 四、 障害者の就業支援

営業税の「サービス業」の項目（広告サービスを除く）の範囲内の業務及びその関連業務に従事するものは、《北京市国家税务局・北京市地方税务局・北京市民政局

Topics

で、増価税優遇政策享受の手続を行っていないものは、2012年12月1日より関連優遇政策を享受できない。2012年9月1日以後、所轄税務機関で増価税税種変更登録を行った試行地点納税者は、増価税優遇政策享受の審査及び手続を行わなければ関連優遇政策を享受することはできない。

北京市障害者連合会：障害者の就業の優遇政策に関する問題の公告》(公告〔2012〕3号)を適用する。

五、 試行地点納税者は、本公告公布日より、所轄税務機関で増価税優遇政策を享受するための審査及び手続を行う。

六、 2012年9月1日までに所轄税務機関で増価税税種変更登録を行った試行地点納税者

★ 中国移転価格税制の発展及び重点項目

2008年に中国で新たな企業所得税法が施行され、移転価格税制は中国国家税務総局（以下、SAT）の重点項目の一つとなっている。SAT及び各地の税務局主管税務職員からの情報によれば、中国移転価格税制の今後の運用に際しての重点項目は以下の通りと考えられる。

一、 移転価格税制の改善

現在の中国における租税回避防止の六つの措置は以下の通りとなっており、国際税務司租税回避防止処が担当している。そのうち移転価格管理は租税回避防止管理の最重要項目となっている。

- (1) 移転価格管理
- (2) 事前確認管理
- (3) コストシェアリング管理
- (4) 過少資本管理
- (5) 非支配外国企業管理
- (6) 一般租税回避防止管理

上記の項目については、企業所得税法、国税发〔2009〕2号文及び税收管理法に関連項目が規定されているが、国際的に成熟した他国の移転価格税制とは一定の差があり、SATはこの数年内に下記の内容について租税回避防止規定の適用範囲拡大を検討していると言われている。

- 税收管理法：移転価格文書の管理、延滞税等の税率、第三者立証責任、仲介機構による適切な税務プランニングの公開等
- 个人所得税法：企業所得税法との整合性の確保、一般租税回避防止措置及び非支配外国企業条項の追加等
- 増価税：営業税から増価税への転換試行

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。